

平成22年度 第1回

食料・農業・農村政策審議会果樹部会

平成22年5月24日（月）

農 林 水 産 省

午前10時00分 開会

○井内参事官 おはようございます。大変お待たせいたしました。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第1回食料・農業・農村政策審議会果樹部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日、議事に入るまでの間、司会を担当いたします生産局参事官の井内でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の配付資料についてご確認をいただきたいと思っております。

まずは、お手元の配付資料一覧をごらんください。配付資料は資料1から資料3-2まで、資料1が委員一覧です。資料2が適正生産出荷見通し（案）でございます。それから、資料3-1が果樹農業振興基本方針（案）でございます。それから、資料3-2が基本方針のポイント（案）でございます。

その後、参考資料がございまして、参考1-①が農林水産統計でみかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量でございます。参考1-②がりんごであります。それから、参考2がパブリックコメントの結果、国民の皆様からのご意見というものでございます。

乱丁、落丁等がございましたら事務局までどうぞお申しつけください。

続きまして、本日の出席状況でございますが、本日は部会長の甲斐沼委員がやむを得ないご都合によりご欠席のため、議事進行等を部会長代理の福元委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

また、松本広太委員におかれましても、やむを得ないご都合によりご欠席されておりますので、本日は委員及び臨時委員13名のうち11名のご出席となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、舟山大臣政務官より一言ごあいさつをお願いいたします。

○舟山政務官 皆様、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから農林水産行政の推進に当たりましてご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

また、この食料・農業・農村政策審議会果樹部会におかれましても、毎回、活発なご議論、ご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

言うまでもなく、昨今の我が国の農業は、所得の減少、担い手不足の深刻化、それに伴

いまして農山漁村の活力が大きく低下しているといった大変厳しい状況に直面しております。

果樹農業についても、60歳以上の農業経営者の割合が6割を超えるといった高齢化の進展等によりまして産地の活力低下、そして趣向の多様化、また景気の低迷によって、嗜好品である果樹については消費が大きく低迷しているといった非常に厳しい状況にあります。

一方で、産地ごとに多様な工夫を凝らしながら特色のある取り組みをなされている地域も見られております。今まで農業は、一般的に画一的な一つの方向に向かって推進してきたと思いますけれども、ここ最近では、さまざまな分野で、多様な取り組みが生まれてきつつあり、やはり国といたしましても、そういった取り組みをどう応援していくのか、どう伸ばしていくのかといった視点が必要だと思っております。

こういった農林水産業の状況を踏まえまして、今後の農林水産施策の基本的な方針を掲げました食料・農業・農村基本計画が3月30日に閣議決定されました。言うまでもなく、閣議決定ということは、農林水産業を預かる一つの省庁（農林水産省）の意思決定だけではなく、政府全体が、この方向でこれからの5年間、10年間、農業振興をしていこうという意思決定であります。この中で私は、今回、大きな特徴だと思っておりますのは、やはり農林水産業、とかく、言葉は悪いですがけれども、衰退産業という見方もあったわけですが、これを成長産業に変えていこうという意思を大きく示したということ。さらには国家の基本的責務として食料の安定供給をきちんと考えていかなければいけないということ。そしてこの食料・農業・農村施策というのは国家の基本戦略の一つなのだとということに位置づけたことにあると思っております。

さらに言えば、食料・農業・農村につきましては、農業のため、農村のためという視点だけではなくて、やはり国民全体の利益につながるんだといった思いから、国民全体で農業・農村を支える社会をつくっていこうといった方向を示したというのも、一つ今回の大きな特徴だと思っております。

この基本計画の中で農林水産業のこれからの柱となりますのは、まず米などの作物につきましては、戸別所得補償制度を創設いたしまして、今、恒常的に生産費と販売価格が逆転現象にある、つまりは恒常的に赤字状況にある作物につきましてはしっかりと支援をしていくという方向を掲げました。

果樹につきましては、恒常的にということがなかなか当てはまるような状況でもなく、また永年性作物という耕種作物とはまた別の特徴を持っているような状況でありますので、

戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されるわけではないと思います。ただ、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような非常に厳しい状況に直面していると、またその永年性作物という特徴を踏まえまして、これから消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、また経営安定の確保を図る観点から新しい支援策を検討していきたいと考えております。

また、もう一つの大きな柱となりますのが、農林水産物の生産、加工、流通までを一体的にとらえた六次産業化の推進ということにあります。生産をして売るだけではなく、そこに加工して付加価値をつけて販売まで持っていこう、農業サイドに所得を移転していこうという取り組みであります。

さらに言えば6次産業化、もっと広い意味で言えば、農山漁村地域にはまだまだ資源がたくさん存在しているわけでありまして、こういった資源をうまく生かしながら、新しい産業、雇用、所得に結びつけていく取り組みを推進しております。そういう中で、この果樹農業につきましてはまだまだ加工等工夫の余地はたくさん残っていると思います。そういう視点で、これからの取り組みを推進していくことが重要と思っています。

本日の果樹部会でございますけれども、まず初めに平成22年産のうんしゅうみかん及びりんごの需給均衡を図るための指針となる適正生産出荷見通しについてご審議いただきます。やはり需給バランスをとりつつも、消費者ニーズに応じた生産をどう図っていくのかといった観点も含めて、この需給均衡を図るための見通しについてご審議いただきたいと思っております。

さらに、向こう5年間の果樹施策の方向性を示します果樹農業振興基本方針の策定に向けて、前回の果樹部会では本当にたくさんの論点を出していただきました。私も論点をすべて拝見させていただきましたけれども、それぞれの指摘がごもっともだと思えました。こういったご指摘も踏まえて、今回、本文案を提示させていただいております。これにつきまして、今まで以上の活発なご議論、ご審議をいただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本日、配付いたしました資料をもとに忌憚のないご意見をお出しいただきまして、限られた時間ではございますけれども、十分にご審議をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、我々農林水産省といたしましては、次世代にとって魅力ある果樹産地、果樹産業を実現できるよう、今後とも果樹農業の振興に努めてまいりたいと思っております。

特に、私も海外に行ったときに本当に感じるんですけれども、例えばレストランの朝食を食べますと、とても新鮮でおいしいジュースが出てきます。きょうは100%国産みかんジュースがありますけれども、やはりおいしいものを提供すればおのずと消費はふえてくると私は思います。また、今、原料原産地表示のあり方についても議論しておりますけれども、こういった新しい取り組みをもっと推進することによって、この果樹農業の新たな展開というのが期待できると思っております。

そういう意味におきまして、ぜひ皆様におかれまして、なお一層のご指導、ご支援をお願いしたいと思います。本当に、今、農業は大きな過渡期を迎えておりまして、やはりやり方によってはまだまだ成長の余地があると前向きな思いを持ちながらぜひ皆様には活発なご審議をお願いしたい、再度申し上げます、私のあいさつを終わらせていただきます。

きょうは、ずっとここに同席をさせていただいて、一緒に審議の過程を拝見させていただこうと思っていたんですけれども、ご承知のとおり、今、口蹄疫の問題でさまざまな対策が急がれている状況であって、途中退席をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。皆様、ぜひよろしくお願いいいたします。

○井内参事官 ただいま舟山政務官のごあいさつにございましたけれども、舟山政務官は途中でご退席されますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。ここからは福元部会長代理に議事進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

○福元部会長代理 それでは、甲斐沼部会長がご不在ということですので、かわりに議事を進行させていただきます。本日はうんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し（案）及び果樹農業振興基本方針（案）について委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

審議の進め方でございますけれども、まず事務局から資料が用意されておりますので、資料の内容を事務局より一括してご説明いただき、その後、各委員からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○井内参事官 それでは、私から資料2、資料3-1をあわせてご説明させていただきます。

まず、資料2でございますけれども、「平成22年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し（案）」でございます。

こちらについては、1のところに見通しがございますけれども、(1)で平成22年としては適正出荷量が80万トン、その内訳としては生食用が71.5万トン、加工原料用8.5万トンということがございます。(2)の予想生産量でありますけれども、うんしゅうみかん裏年ということでは90万トン、(3)が適正生産量として90万トンということがございます。

この(3)の適正生産量と(1)の適正出荷量との関係でありますけれども、この適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と、それと農家自家消費分でございます。90万トンと80万トンの差はそういうことでございます。

2といたしまして、この「生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置」ということがございますが、「生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置」ということです。

22年産みかんの需要量は、過去の趨勢から見ますと98万トン程度と予想される一方、生産面では裏年に当たって、予想生産量は90万トン程度と見込まれることから、表年であった昨年と比べて、10万トン程度生産量が減少する見込みでございます。このため、本年は消費者が求める品質を維持しつつ、果実の安定供給を図るため、この見通しに基づいて、全国段階、府県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定して、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要ということがございます。アとしまして「計画的な生産」でございます。アの(ア)「品質を確保しつつ、生産量に対する出荷用果実の歩留まりを向上させ、果実の安定供給に努めること。」。(イ)「極早生品種について」であります。「需要に見合った生産を推進すること。」。(ウ)来年23年は表年ということで「隔年結果の是正に向けた取組に努めること。」でございます。

それから、イとしまして「計画的な出荷」でございます。イの(ア)「出荷計画の策定にあたっては、極早生品種から早生品種への切り替え、早生品種の一日当たり出荷量の平準化に留意すること。」。(イ)出荷のずれ込みによって急激に在庫量が増加するということを防ぐために、出荷計画につきましては、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより需要と供給のマッチングを図ること。(ウ)出荷品質基準の徹底によりまして、消費者の嗜好に合った品質の果実の出荷に努めること。(エ)加工原料用果実についてであります。長期取引契約による安定取引に努めるとともに、集荷体制を整備して出荷量の確保を図るということでございます。

(2)としまして「計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行う。」ということで、この「所要の事業」というのは果実計画生産推進事業と緊急需給のときの緊急需

給調整特別対策事業をあわせて行います。22年産のうんしゅうみかんについての適正出荷の見通しでございます。

1枚おめぐりいただきますと、そこから補足説明資料になってございます。これについては、時間の関係がございまして、後ほどご覧いただければと思います。今の考え方のもとになったものでございます。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。22年産りんごの出荷見通しでございます。(1)の適正出荷量、76万トンで、生食用が64.5万トン、加工原料用が11.5万トンです。(2)の予想生産量、それから(3)の適正生産量、85万トンでございます。こちらについては、昨年それぞれ86万トンでしたけれども、若干、1万トン減ということでございます。

2であります、「22年産りんごの需要量は、過去のすう勢からみると86万トン程度と予想される一方、予想生産量は85万トン程度と見込まれる。」ということで、近年の消費者の嗜好を踏まえれば、生産量と需要量が均衡していても、低品位の果実では安定した価格は望めないということから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要ということでございます。このため、この見通しに基づきまして、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定して、計画的な生産出荷に取り組むということでございます。

ア「計画的な生産」につきまして「適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進すること。摘果作業の遅れは、着果過多による果実の小玉化をまねき、着色や糖度、樹勢、花芽形成にも影響を及ぼすことから、仕上げ摘果・見直し摘果を確実に行うこと。」でございます。それから「高品質果実の生産に努める」とありますが、「昨年、つる割れが多発したほ場にあつては、排水対策を講じる等つる割れ被害の発生リスクの軽減を図ること。」でございます。

それから、イ「計画的な出荷」であります、出荷品質基準の徹底によって高品質果実の出荷に努める。それから、出荷計画につきましては、果実の成熟状況等に応じて適切に見直す。こちらについても、りんごで昨年、緊急需給も行ったわけではありますが、そういった見直しが必要です。それから「関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ること。」でございます。加工原料用果実については、「長期取引契約による安定的な取引に努めること。」で、(2)として、こちらについても「計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行う。」でございます。

5ページ目、6ページ目も補足説明資料で、7ページが参考でございます。こういった

需給安定対策の流れで計画を立て、今後は、(1)の3段目以降になりますけれども、生産出荷計画をそれぞれ生産者、生産組織、出荷組織で作成していただく流れになっております。

それから、8ページはその実施要綱、9ページが実施要領と、それから10ページ、11ページが計画生産・出荷に係る取り組みのイメージでございます。後ほどご覧いただければと思います。

12ページについては生産と卸売価格の状況、隔年で動いている状況が見てとれます。

最後に13ページを簡単に見ていただきますと、22年産の生育状況、うんしゅうみかん、りんごでありますけれども、ことし2月から3月にかけて高温傾向で推移したために、発芽は平年より早目で推移したわけではありますが、その後、4月以降、ご存じのとおり、低温傾向となりまして、開花期が平年に比べてやや遅い傾向となりました。着花量はうんしゅうみかんについては裏年であることから総じてやや少な目であります。りんごについてはほぼ平年並みと見込まれております。上がうんしゅうみかん、下がりんごでありますけれども、発芽期についてはやや早目、開花期についてはやや遅目、着花量は少な目ということに各地産県なっています。

りんごについては、基本的には、発芽期は平年並みよりやや遅目、開花期はやや遅目ということではありますが、着花量はおおよそ平年並みという状況でございます。こういった状況は、産地、いろいろな各関係団体から情報をいただいて、それをもとに、今回、うんしゅうみかんとりんごの平成22年産生産出荷見通し案をお示ししているものでございます。

次に「果樹農業振興基本方針(案)」、資料3-1についてご説明を申し上げます。

前回の主な論点案をもとに、前回いただきました委員のご意見、それから4月下旬から5月の初旬にかけてパブリックコメントを求めました。その国民の皆様の意見を踏まえて加筆をしております。

時間の関係で、途中、一部省略しながら簡潔にご説明をさせていただきたいと思っております。

項目でありますけれども、第1から第5にわたっております。第1の「果樹農業の振興に関する基本的な事項」、1の「果樹農家をめぐる状況と果樹政策の方向に関する基本的な考え方」「基本的認識」でございます。

我が国の果樹農業は、中山間傾斜地など、他の作物の栽培が困難な地域を中心に立地して、地域ごとに特色のある経営を展開しているということで、この「また、」以下が前回なかったものを具体的に書き込んでおります。ご覧いただければと思います。また北海道か

ら沖縄までさまざまな果樹が栽培されているということでもあります。

第2段であります。果実は、ビタミン、ミネラル等の栄養成分や機能性成分の重要な供給源でありまして、国民の健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっているということでございます。しかし、生産現場では、高齢化の進展、後継者不足、耕作放棄地の増加といったようなことで、生産基盤の脆弱化が進むとともに、消費不況による販売不振等によりまして農家所得も減少しており、果樹農家の生産意欲の減退を招いているということでもあります。

次は需要についてでありますけれども、加工品や輸入品を含めた果実の総需要量は近年横ばいで推移、ただ、内訳を見ますと、生食用需要が低下をして、加工用需要が増加するということが、食の多様化、簡便化志向の進展が見られております。果汁を初めとした加工品は安価な海外からの輸入品が多いために、我が国の果実の自給率は漸減傾向にあるということでございます。

このため、今後の果樹政策の推進に当たっては、果実の重要性を踏まえ、果樹農家や果樹産地のアイデアを生かして、6次産業化の視点も踏まえて、生産・販売活動が行えるように取り組むことが重要であります。

その際、果樹農業が地域の気象条件や栽培の歴史等を背景に、産地・農家ごとに特色を持った取り組みが行われている、また果実の需要は嗜好性が高いというようなことを踏まえまして、戦略的な生産・販売によって競争力のある産地を構築することが重要であるとしております。

2ページでありますけれども、このような方針のもとに、政府は、永年性作物である果樹の特性に着目した支援策を講じるとともに、多様な消費者ニーズに即した果実の提供に関して、6次産業化の視点も踏まえて、川上から川下まで含めた多様な客体に対して幅広い支援策を講じることが(1)の基本的認識でございます。

(2)「産地のビジョンの確立と実践」でございますけれども、産地みずからが現在、産地計画を策定して、各産地の特徴を生かした果樹生産の実施を推進しております。この後のところも、前回なかったところで具体的に書き込んでございますが、この産地計画は459の産地で策定されています。果樹栽培に占める面積シェアは全体で67.3%、みかん82.8%、りんご89.5%に達しています。

次のパラグラフですけれども、産地計画には、ブランド確立と高価格販売の推進あるいは観光果樹園や消費者への直販等、多様な戦略を検討した上で目指すべき産地の姿を明確

に位置づけて、これをもとにその振興を図るということでございます。

また、産地全体の競争力を強化する観点から、多くの農業者が参画できるように努める。また、果実の流通・加工業者等も含めた幅広い関係者の参加のもと、果樹産地のビジョンづくりを進めていくということでございます。

その際、1次産業、2次産業、3次産業、いわゆる6次産業化を進めることにより、果樹産地が全体の収益を増加させることも考慮するというところでございます。この最後のパラグラフは、前回、主な論点案では第5の流通のところにごさいましたけれども、「産地のビジョン」のところを持ってきてございます。

それから(3)としまして「消費者ニーズに対応した果樹生産の推進」でございまして。

国際化の進展や食料消費が多様化する中、食べやすさ、おいしさ、多様な品目へのニーズが高まっておりまして、これらに的確に対応する生産供給体制の確立が必要であります。

しかし、果樹の場合、結果樹齢に達するまでの期間が長いということから、新たな品目・品種を導入するに当たりましては、3ページに載っていますけれども、農家や産地の戦略に基づき、計画的に行うことが効果的でございます。

このため、産地計画で定める販売戦略のもと、消費者ニーズに沿った品目・品種への転換等が必要。具体的には、競争力が低下している、あるいは供給過剰が見込まれる品目・品種を対象に、改植等を積極的に推進することが重要です。

品目・品種転換に当たりましては、先ほどあったようなことですか、品目・品種の多様化を図っていくことが重要であります。また、国産果実の出回りの少ない時期、4月から6月に対応した優良晩柑類等への転換にも留意することです。

加工需要の関係でありますけれども、従来からのジュース、缶詰、ジャムなどにとどまらず、国産カットフルーツ等の新たな商品の開発・供給等の新たな視点も踏まえた可能性を検討するとともに、加工仕向けを前提としたような栽培体系及び実需者との長期契約取引を推進するというところでございます。

なお書きと、その後の「しかしながら、」の最後の2つのパラグラフは、今回、具体的に加えたものでございますが、「なお、」のところは、加工適性を備えた新品種の育成に加えて、後段でありますけれども、「高度な技術や知識がなくても良質な果実が生産可能となる、栽培技術の省力化、システム化を推進する。」

「しかしながら、」ということで「果樹の場合、その育種、栽培技術の確立には長期間を要する。」ため、果樹研究所を初め、関係者等が連携して新品種の育成・導入、栽培技術の

開発・普及に努めるということをおっしゃっています。これは前回の委員のご意見を踏まえて書き込ませていただいております。

2としまして「果樹農家の経営安定に係る取組」でございます。先ほど、舟山政務官のごあいさつにもございましたけれども、食料・農業・農村基本計画に掲げられておりますが、「消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、既存の施策を整理の上、新たな支援策を検討する。」ということでございます。

(1)として「意欲ある農業者への支援と後継者の確保」でございます。4ページでございます。

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体が特色ある取り組みを行っているため、産地の戦略に基づき、意欲ある農家が行う取り組みに対して幅広い支援を行うとともに、産地が直面している高齢化の進展、労働力不足を解消するための支援を強化するということです。具体的には「優良品目・品種への転換や、園内道整備、傾斜の緩和等の園地の基盤整備等を推進するとともに、今後も継続的に生産を担う農業者への園地の集積、効果的な種苗の供給、産地における新技術の導入等、産地の活性化のための幅広い取組を推進する。」ということでございます。

その次のパラグラフであります。未収益期間に対するご意見もございましたので、具体的に書き込んでございます。

果樹は種苗の定植後、数年から10年程度、一定期間収益が見込めない未収益期間が存在します。このため、果樹農家は品目・品種の転換を行う場合には、小規模の転換を計画的に実施して経営リスクを低減させているけれども、消費者ニーズの多様化にこたえ、新たな品目・品種を導入する場合には、一定のまとまった規模の転換を行って、短期間で生産量を確保する必要があります。しかしながら、未収益期間の存在により、大規模な優良品目・品種への転換に踏み切れない場合が指摘されており、さらに、未収益期間の存在そのものが、果樹農業に新規就農が進まない原因の一つとなっているとの指摘もございます。このため、従来の優良品目・品種の改植・高接支援に加えまして、未収益期間の支援手法の方向性を検討するということを書き込ませていただいております。

(2)としまして、需給調整、それから自然災害対策の適切な推進でございます。

果実は、生産年によって需給バランスが大きく変化する場合があることから、生産量が多い主要果実であるみかんとりんごについては、引き続き需給安定措置を実施します。

その場合、2段目でありますけれども、特にうんしゅうみかんについては、表・裏年に

かかわらず、構造的に供給量の多い極早生種について適正な生産量への誘導と、晩柑等優良品目への転換を引き続き推進します。

また、計画生産、計画出荷の取り組みを行ってもなお一時的な出荷集中がある場合には、価格の安定を図るために、生食用果実を加工用途に仕向ける措置等を講じることでございます。

その他の品目についても、果実の生育状況を把握しつつ、出荷集中が発生しないように取り組むということで、4ページにわたるところであります。特に、近年9月から10月にかけて多くの果実の出荷が集中して、流通在庫の増加を招き、価格が低落する傾向が見られるために、この期間においては産地関係者間の情報交換を緊密に行う必要があるということでございます。

収穫が1年に1回しかない果樹の場合、ひょう害ですとか台風被害等の影響は農家経営に大きな打撃を与えるということから、果樹共済の加入推進のほか、傷の発生により商品価値が低下した果実の加工仕向け対策等を機動的に実施するとともに、多くの原料を受け入れた加工業者に対しては、その経営安定を図るための支援を行うことを求めています。

それから(3)であります。「農業所得の確保を目指した制度の検討」ということで、農家の経営安定を図る観点から、セーフティーネット措置として気象災害による減収を補てんする果樹共済への加入を促進することとして、特に災害共済方式の推進を図ります。今後、現在の果樹共済の加入率が低位に推移していることにもかんがみて、関連制度全体の見直しの中で、より農家の経営安定に資する制度の方向を検討するというところでございます。

それから、第1の3として「国産果実の需要維持・拡大」でございます。「需要拡大に向けた基本的な認識」であります。

これは「毎日くだもの200グラム運動」をやっておりますが、平成12年の段階では150グラムであったものが、13年度から関係団体や専門家から構成された協議会を推進母体として「毎日くだもの200グラム運動」を開始したということでございます。この、一番下のパラグラフは、さらに18年度からは食育の取り組みと一体となって運動を展開しているということでございます。

次の6ページでありますけれども、ただ、この200グラム運動の認知度は徐々に高まっているものの、具体的に果実の摂取行動に大きな影響を与えるまでには至っていないということです。このため、今後は従来から実施している手法を検証・見直しをした上で、後段

にありますけれども、国産果実を活用した新たな商品・商材の開発、安定的な供給経路の構築に努めていくことで果実の消費維持・拡大に努めることとさせていただきます。

(2) の「200グラム運動の一層の推進」であります、「これまでの推進手法の課題を踏まえ、より具体的に、対象を明確にした新たな推進手法を検討する。」ということで例示をしております。年代、生活スタイル別に具体的な果実摂取の提案を推進しておりますが、最初のポツは若年層、働き盛り世代を対象として、忙しい朝食時における簡便な果実摂取を提案しております。2つ目は企業の従業員を対象として、企業内での果実販売の試験的な実施等々を提案しております。それから、3番目が栄養士等の学校関係者について、給食への国産果実の供給体制の構築について検討を進めるとともに、給食のニーズに合った果実メニューを提案ということとあります。

②として「食育と一体的な運動の一層の推進」であります、幼少期からの習慣化を図るために、学校給食を有効活用して、児童・生徒に対しては食育体験、保護者に対しては健康機能性等への理解促進を行うということとあります。

(3) として「需要に対応した供給経路の構築」でございます。

果実の販売を小売店舗の形態で見ますと、近年、果物専門店の割合が減って、食品スーパーの割合が高まっております。また、食品の販売、供給は単身世帯の増加等に伴いまして、コンビニなど外食等の多様化が進むとともに、最近ではウェブサイトを利用した販売も普及しているという販売手法に対応して、需要拡大を図るための供給経路を構築するというところで、この(3)にしては前回との記述を新たなものに少し変えているところがございます。

それから(4)の「需要創造のための新商品・新商材の開発」でありますけれども、近年、食の簡便化等の進展からフルーツゼリー等を初めとする果実加工品の需要が増加しているため、国産果実を使用した新商品・新商材の開発や原料の安定的な供給経路を構築することにより、国産果実の加工需要を創造します。

7ページでありますけれども、これまで果実そのものを陳列する方法が販売のほとんどであったわけですが、近年はパイナップルやスイカ、メロン等においてカットフルーツ商品が増加してきているということで、こういった簡易加工商品を含む新たな商品群の開発と販売手法の検討を行うこととさせていただきます。

4としまして、輸出の振興であります。

単に輸出業者の取り組みに依存した輸出形態や国内需要の調整弁としてのみとらえるの

ではなくて、農家や産地の所得向上のための新たなツールとして輸出をとらえる意識改革が必要ということでございます。近年、台湾、香港等への輸出が成果を上げている一方で、残留農薬問題、商標問題、植物検疫問題等の課題も顕在化しております。特に、流通段階で輸出業者が購入して輸出されている場合には、輸出先国でのポジティブリスト制の導入によって残留農薬問題が発生して支障を来しているというようなこともございます。

これらの課題に対応するためには、重点的に輸出を凶る国・地域を設定して、輸出を見据えた産地を育成する。具体的には、専用園地ですとか、残留農薬基準への対応・実証、それから日本産ブランドの表示の促進等を推進していくということでございます。

それから、8ページにある第2「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」でございますけれども、人口減少がある中で消費拡大に取り組み、また加工用仕向けの果実の供給拡大を図るという前提のもとに、生産数量と栽培面積を果実の種類ごとに設定するということでございます。

具体的に9ページをご覧くださいますと、政令指定品目ごとに生産数量、面積を設定してございます。「うんしゅうみかん」については優良晩柑への転換等で減少。「その他かんきつ」についてはそのかんきつ内での転換を見込んでおります。後ほどご覧いただければと思います。

10ページが第3でございます。「栽培に適する自然的条件に関する基準」でありますけれども、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間、降水量、そういったものの基準と気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定しております。

具体的には11ページをご覧くださいたいと思いますが、それぞれ品目ごとに平均気温等々を挙げております。これについては、基本的にはそれほど大幅に5年間で変わるということではございませんが、産地や研究所の知見をいただいて若干修正しております。

例えば、中段あたりに西洋ナシがございしますが、その低温要求時間というのが1,000時間以上となっております。これは、現基本方針では1,600時間以上であったものを、その後の状況で1,000時間以上に修正しております。

また、下から4段目にうめがございしますが、その冬期の最低極温が、マイナス15度以上となっております。前はマイナス20度以上であります。こういった専門的になりますけれども、知見をいただいて修正しているものでございます。

それから、12ページ「第4 近代的な果樹園経営の基本的指標」でございます。「目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間」、それから代表的な経営類型ごとに経営モデル

を示してございます。13ページをご覧くださいますと、10アール当たりの生産量、労働時間、それぞれ果樹の品目ごとに設定してございます。労働時間については、今回から包装や荷づくり等の作業なども含めておりますので、若干その分長くなっているものもございます。

それから、14ページをご覧くださいますと「果樹園経営の指標」でございます。前回の指針では8つの種類について設定をしたわけでありましたが、6次産業化の進展、6次産業化の推進の観点も踏まえまして、16種類について設定しております。特に下の段の複合、観光園、直売については、今回、新たに設定したものがございます。

第5であります、15ページ、果実の流通の合理化についてでございます。これは前回から見ていただいて「販売・流通形態の変化に応じた販売・加工原料の安定供給の推進」については、ちょっと簡略化させていただきます。産地みずからが、果実の専門店、食品スーパー等の多様な販売形態に即して、果実の品質や出荷形態を見直すなどの取り組みを戦略的に進めていくということでございまして、特にコンビニ等の食品販売店、消費者への直接販売等、幅広い販売形態に対応した取り組みを強化していく。それから、3段目がサプライチェーンの構築について関係者と一体的な取り組みを推進していくことを言っております。

それから（2）の「流通コストの低減」でございすけれども、これは流通体系を見直していくということで、リサイクル可能な通いコンテナを利用した流通システムの確立ですとか、鉄道利用、モーダルシフト等で低コスト輸送体制の整備に向けた取り組みを推進していくこととございます。

それから3段落目には、電子タグ等の活用によって、取引情報と物流の合理化を推進していくこととございます。

16ページ、2の「果実の加工の合理化」であります。

「高品質果実製品による新たな需要開拓」であります、国産果汁を使ったストレート果汁等、高品質の果実製品の生産を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応して国産ならではの商品開発など、消費者の健康志向、果実の機能性に着目した製品の開発・生産等を推進するということとございます。

この際、引き続き生産者と加工業者との長期契約を推進していくということ、あるいは加工専用園地の設置・拡大に向けた推進手法を検討して推進するということです。

それから「（2）かんきつ果汁工場の再編・合理化」であります、第1から最後3行あ

たりからですが、搾汁部門の多くが赤字となっていることから、一部工場の廃止や統合も視野に入れた再編合理化を推進していくということです。

また、一方で、これらの工場は、生産者やユーザーとの強いつながり等も持っていることから、不良採算部門の整理を前提に、こういった強みを生かしつつ、多様な原料の確保や新商品の開発等を通じて、経営の厳しい工場の再生を促進するということを言っております。

それから「第6 その他必要な事項」、これは前回の主な論点案ではございませんでしたが、今回、追加をさせていただきます。

1の「食の安全と消費者の信頼の確保」「生産段階における取組」であります。堆肥の施用等の土づくり、あるいは草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進するという事で、「さらに、」で、農業生産工程管理（GAP）の導入を着実に進めることとさせていただきます。

それから（2）であります。「食品に対する消費者の信頼の確保」、トレーサビリティ制度、消費者にとってわかりやすい食品表示のあり方を検討する。また、先ほど政務官のごあいさつにもございましたように、果実と加工品の原料原産地表示の義務づけを着実に推進していくということとあります。

それから、2の「バイオマスの活用」を推進して環境負荷の低減を図る等、循環型社会の形成を目指すということとまとめてさせていただきます。たたき台でございます。

参考の2をご覧くださいますと、本文案作成の際に参考にしましたパブリックコメントがございます。

例えば、個人の方からは、1ページ目の1番上をご覧くださいますと、50代の男性の方、農業者であります。「果樹においても生産費を勘案した経営安定制度を構築すべき（戸別所得補償制度に準じる経営安定対策）」。「それから「集出荷施設等の建設並びに更新については支援が必要（補助事業が必要）」、「果樹共済制度を強化し、再生産価格を基準とした改善案が必要」等々、こういった個人の方からもご意見をいただいております。

おめくりいただいて2ページ目ではありますが、ここから自治体A、それから5ページが自治体Bでございます。5ページの自治体Bのところで、現行の果樹経営支援対策を充実してほしいという意見が出ております。1の（2）でありますけれども、本県においても、定植後の未収益期間の存在が果樹園地の継承が進まない一つの要因だということで、園地を継承して改植等を行っても未収益期間が発生する、果樹園の管理を一時休止した場合に、

すぐに産地が荒廃してしまい、再利用できない状況があるため、支援措置を講じてほしいということでございます。

その他、8ページのD以降は農業団体、また農業団体の関係者の方からいただいた意見でございます。こういった意見を参考に今回まとめて提示をさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○福元部会長代理 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

まず「うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通し」についてご意見等をお願いしたいと思います。

○松本（香）委員 22年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通しが、適正出荷で80万トンということで提示してありますけれども、2ページ目の平成20年産、21年産に比べて、人口が一、二年で急激に減るわけでもないけれども、適正出荷量というのが10万トンベースで落ちてきている、落とさざるを得ないという観点を持っておられることに生産者として、とても不安に思うわけです。

適正生産量というのは一、二年でそれほど変わるものなのか。みかん、りんごが国民の健康に寄与している部分もたくさんあると思いますし、国内の自給率を上げるという面でも、適正出荷量というのはある程度変わらないものではないかという気がするわけです。

当然、予想生産量というのは違いますから、それに準じて減ってきているわけですが、ある程度、同じような適正出荷量をもって、生産者がそれを目標に生産ができて、新しい農業者がそれに従事をしたいと思うような農業のあり方を目指してほしいと考えますけれども、それはいかがでしょうか。

○井内参事官 今ご意見ございましたけれども、参考1-①で配付させていただいている資料に平成21年産のみかんの結果樹面積、収穫量、出荷量が出ておりますが、こういった21年産の状況を踏まえ、それからまたことしは裏年になるということで、これは産地のほうであるいは生産出荷団体の方々が産地からいろいろ聞き取りをされて、ことしの見込み、着花量、花がどれだけつくか、着花の見通し、そういったものを聞いて集めていただいて、それに基づいて算出をさせていただいた予想生産量をもとに適正出荷量が出てきているわけでございます。

適正生産量、確かに、平成20年、前回の裏年が予想生産量94万トンでありましたから、

それから見ますと4万トン減っております。私ども、当然、表年から裏年に余りにも大きな動きがあるということは好ましいとは思っておりません。実際のところ、産地の状況を踏まえてみますと、予想生産量としては90万トンになるわけでございます。最大限、それはそういったものでつくっていただきたいということは考えております。

それから、その中で適正生産量というのは、予想生産量より、本当は気持ちとしてふやしたい場合であっても、予想として、予想生産量が見込まれているものは、それを上回ることはならないということでございまして、適正生産量としては90万トンでございます。

ただ、この適正生産量から適正出荷量の出荷までの減耗分とか農家自家消費分、こういったものについて10万トンとなっておりますけれども、過去には11万トンというような時期もございましたので、そこはできるだけ、減耗分、自家消費分あたりは少し少なくしてもらっての適正出荷量ということで見込んでいるものでございます。

○事務局 ちょっと追加してご説明いたしますと、10万トンの振れが毎年出ているという状況、その適正出荷量のばらつきがそのまま出ているのも非常におかしいのではないかというご意見だと思います。

2の(1)のところでも触れているんですけれども、我々としては適正な需要量という点で見えますと98万トンと見ています。これは21年、それから20年産に関しては100万トン程度ということで見ていたわけでございます。

しかしながら、実際にこれぐらいつくっていきましょと、あるいはこれぐらい出荷していきましょというところに、これぐらい設定しても大丈夫だよという数字を置いてしまうことで、これはいろいろ産地のとらえ方という問題がございます。けれども、みかんの場合、摘果の度合いをどうしよう、りんごの場合でもそうですけれども、緩くしても大丈夫だということになってしまうと、極めて結果としては品質の悪いものができてしまうおそれもあり、今の委員の指摘、非常に悩ましいところですが、適正出荷量は、ことしとれるもののうち、最大限、しっかり出荷していこうという数字を載せた上で、実際の需要量としては過去の趨勢から見ると98万トンは我々としてはあるということをして2の(1)に書き込んでいるという状況でございます。

一番問題なのは、みかんの場合ですと、裏表が1割程度も振れているというのは、マーケットでこれだけ需要できるかという非常に疑問でございます。したがって、これをいかにして少なくしていこうかということがやはり一番重要なものと考えております。

○福元部会長代理 よろしいでしょうか。

その他ございますか。ないようでしたら、後でまた……、ありますか。

○富士委員 今のと関連するのですが、需要量が98万トンだけれども、適正生産量は90万トンというお話なんですけれども。全体として今回裏年で適正出荷量80万トンで、減耗分のことを考えると、適正生産量が90万トンから出荷量が80万トンということですが、ちょっとわかりづらいところがありますのと、総需要量と総生産量と総出荷量を合わせればいいというだけではなくて、ご承知のとおり、みかんの場合、ここに極早生の問題とか早生の問題が書いてありますが、そういう月別の需要量に適正に合わせて出荷していくということは極めて大事なわけです。そういう意味で、総論としてはわかるんですけれども、具体的にはこれから適正な出荷計画の中に反映させていくということは、基本指針に基づく毎年の出荷見通しについても、きめ細かい見通しを立ててもらおうとわかりがよいのかなと思います。

○福元部会長代理 今のご意見を踏まえて、よろしいですか。

○事務局 わかりました。この指針を踏まえて全果協さんのほうでこれから配分作業というものを行っていきます。この中では、例えばみかんですと、極早生みかん、早生みかん、普通みかん、これを月を3つに分けた旬別の配分ということになります。その際にも、各県の状況等も含めて丁寧に、今の委員のご意見を参考にしながら作業を行うようにしていきたいと思います。

○福元部会長代理 丁寧に対応いただけるということですが、よろしければ、平成22年産のうんしゅうみかん、りんごの適正出荷見通しにつきまして、農水省の中で最終調整を行った上でという前提になりますけれども、策定公表していただくということについてご意見、ご異議等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、そういうことにさせていただきます。ありがとうございました。

次に果樹農業振興基本方針（案）に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○平田委員 我が家にも岩崎弥太郎の奥さんみたいな指南役がおりまして、べらべらしゃべるからインパクトが足りないんだと、1点に絞りなさいと言われてきましたが、きょう何点か申しあげます。

みかんの隔年結果ですけれども、生産者が隔年結果を発生すること事態信じられません。プロの生産者は豊作年に翌年の隔年結果防止対策をするのが本来の姿ではないかと思います。

2点目は、結実確保について、ミツバチや交配バチが、十分に確保できる対策をお願いし

ます。

産地協議会について、以前にもお話し申し上げましたが、やはり過度な政策誘導はすべきではないと思います。生産者は儲からなくなれば自然につくらなくなりますので、そういったものに任せておけば、生産と消費のバランスは自然にとれてくるのではないかと思います。

政策としては、14ページの最下段のところに所得が書いてございますが、その所得を得るために我々は政策としてどういうことをするんだということをもっと明確なスタンスとして持つべきではないでしょうか。

生産者によっては、改植に伴う問題、または、SSが要るとか、ハウスをつくるだとか、エコ対応の暖房機を入れるだとか、作業道の整備だとか、排水、土壌管理、いろいろあると思うんです。やはりそういった生産者のニーズに合った政策に私はシフトしていくべきではないかなというように思っております。

それと、需要拡大ですけれども、食育を重点的にやっていただきたいと思います。学校給食で、今、栄養士を増員しております。私どもも学校給食に、地産地消ということで、果物を安い価格で提供しております。そういった政策もできればしていくべきではないかと思っております。

それから、もちろん生産コストを下げるということも当然必要でございます。その効率的な対策として、育種研究の充実や、省力化の技術開発にもっと力を入れていただきたいと思っております。

次に、需要拡大について、スーパー等での販売量が多いわけですが、スーパーでは食育はできません。それが果実の消費が伸びない一因ではないかと思っております。昔のように八百屋のおばあちゃんがいて、これはこうして食べるとおいしいのよとか、これはどこどこの産だから今は一番食べ時よとか、そういった食育が消費量をふやしてきたと思っております。

それと、もう一点、グリーンツーリズムにも力を入れてほしいと思っております。

次に最近、産直が非常にふえています。いわゆる産直での一番の目玉商品は果物であります。産直市場をもっと多くして、生産者が果物を直接売れる場をふやしていただければと思っております。

それから、果樹傾斜地で栽培されるのが、非常に多いわけですが。今現在、中山間地の直接支払い制度で補助金をいただいておりますが、果樹は余りにも水田の条件とかかけ離れて悪い条件になっています。果物の栽培事態が難しい条件でないと適用できないような基準になっております。水田は、傾斜であっても、その耕地そのものは水平ですから、大型機械が使用で

きます。しかし、果樹の場合は、傾斜地で大型機械が使いにくい状況になっています。現在のみかん栽培は典型的な例です。少なくとも条件を水田なみに緩和すべきだと思います。所得補償、環境面での役割をもっとしっかりと位置づけて、安定してやっぱり生産ができるようにすべきではないかなというように思っています。

それから、担い手の育成ですが、この前もお話し申し上げましたけれども、後継者がいないために、やむを得ずやめなければならないという事例が最近ふえています。しかしながら、現状では引き受ける若い人がいません。そのために廃園になってしまう事例が増えています。先ほどからお話ししていますように、果物をつくるということになれば、例えばぶどうやなしは、多額の施設の整備費がかかります。担い手がないために一瞬にしてなくなってしまうということになりますと、国としても大きな損害になりますので、若い担い手を育成に、もっと力を入れてほしいと思います。

次に、先般、国の農業大学校が作業仕分けでなるということが報じられていましたけれども、我々としては信じられないことですが、現実には起こりつつあるということです。私どもも10年近く大学校の生徒さんを引き受けましたけれども、一番優秀な担い手だと思っています。私の農園で研修された10名現在はすばらしい経営をされています。実際に果樹を経営する担い手としては、申し分ない人材だと思っています。各県にももちろんございますが、県に対して失礼ですけれども、レベルが全然違います。すばらしい研修施設です。廃止することのないようお願いしたいと思います。角を矯めて牛を殺すというようなことにならないようにしていただきたいなという思いがしております。

それと、ことしも低温で大変困っている産地があります。先般も和歌山に行きますと、30億近くの被害だとおっしゃっておられました。そういった自然災害に対しては損失分に相当する額を補償していくべきだと思います。

私どもは現在共済に入っていない。というのは、メリットが実感できないからです。共済の内容が、安心して制度に加入でき、個人農家でも入りやすい型にすべきです。共済の掛け金が防風ネットが完備しておれば、その共済の掛け金が下がるだとか、過去何年間か損金の支払いがなければ下がるだとか、今の自動車保険と一緒にすけれども、ゴールド免許であれば負担が少なくて済むとか、そういった多様なメニューをつくっていく必要があるのではないかなというように思っています。

最後ですけれども、GAPの導入、ぜひ早急に進めていただきたいなというように思っております。特に、これから輸出をするということになれば不可欠なことです。力を入れ

てやっていただきたいと思います。

以上です。

○福元部会長代理 ありがとうございます。かなり多岐にわたってご提言等ございましたけれども、その他ございますでしょうか。

○石川委員 石川と申します。

私、生産者ではないものですから、生産に関しましては余り詳しいことは申し上げられません。それで、流通ですとか、商品について一言申し上げますと、果樹農業振興基本方針は全体としては大変いいものだと思います。

ただ、「毎日くだもの200グラム」というのが頻繁に出てくるんですけれども、これは国産の果実の振興のためなんですか。それとも果物全体のものなんですか。やはりそこを確定することによってやり方が違うと思うんですね。

私が見る限りでは、これは国産に限るような気がしております。そうなりますと、やはりやり方が非常に狭まってまいりまして、今までどおりで進展が見えないということになるかと思えます。

やはり消費者は今、大変多様性がありまして、輸入果物も大変伸びております。国産がいくらよくても、マンゴーですとか、あるいはアボカドは日本ではおいしいものはなかなかつくれません。そういうことを考えますと、キウイにいたしましても、やはり果物の消費をふやすということであれば、「毎日くだもの200グラム」という、こういうくくりでここで書くというのは、ちょっと国産ということとは違うかなという感じがしております。

それから、もう一つ大変気になるところですけれども、原産地表示ということが書かれてありました。果汁につきましては、国産の果汁のシェアは12%ということがこの文書のどこかに載っていたんですけれども、その12%のものを際立たせるためにあとの88%のコストを高くするのとか。もちろん、ブラジル産ですとか、海外のジュースを使っている会社で、海外でも日本と同じように皆さん大変努力していい製品をつくらうと、それからトレーサビリティもちゃんとしようということで努力していることは確かです。

先日ブラジルに行ってまいりましたけれども、大変皆さん心を配って、果汁の生産のために一生懸命やっていたらっしゃる。ブラジルでなぜあのように皆さん朝ご飯にしても果実を食べるかといいますと、やはり値段が安い、それから物がたくさんあるからということなんです。

今のお話に戻しますと、このシェア12%のものに原産地表示を求めて、ここがまたコス

トアップにつながるとどうなんでしょうか。国産品は国産と書けばいいんじゃないんでしょうかねというふうに私は感じましたけれども。それで、コストをここで高くして、今以上に日本の果汁あるいは果物を高くするというのはちょっとマイナスになり過ぎる。今の経済状態を考えますと、若者が食べないというのは価格が割高だからだと思うんですよね。もっともっとカットフルーツも、いいものを安く、それが市場に出回るようなシステムをつくらなければいけないと思います。国産品を守ることに余り集中してしまうと、消費というものが見えなくなってしまう、そういうおそれがあるかなということを考えました。

以上です。

○福元部会長代理 ありがとうございます。

どうぞ。

○江草委員 私も生産現場のことは本当によくわからないんですが、このパブリックコメントを拝見いたしまして、本当に現場は、経営の安定、補償の充実を望む声が圧倒的に多いんだなと感じました。

壊滅的被害を受けるのは何も畜産に限ったことだけではなくて、果樹も一瞬にして多大な被害をこうむるわけですから、作物の有事の際の補償というのは万全にしておかないといけないのだと感じています。

一方で、野菜の価格安定対策、これはもちろん果樹共済とは仕組みが違うのは存じ上げていますが、これは国庫6割の資金の比率が高いですとか、使われている金額が少ないということで行政刷新会議からの評価も下されておりますので、果樹共済もその発動要件ですとか補てん額、補償、保険料などを十分に吟味していただいて、生産者の方が加入されて何ぼ、使われて何ぼの共済にぜひしていただきたいなと思います。

それから、消費拡大におきましては、やはり課題と解決策は現場に求めていただきたいんです。「毎日くだもの200グラム運動」の推進の法案を見ましても、果汁摂取を提案、間食での果汁摂取を提案、果汁メニューの提案とあるんですが、どうか一方的な提案にならないで、現場にまず解決策を求めてください。

例えば、我が子の小学校ですが、実は5月は、国産に限って言いますと、生食は5月の給食で1回しか使われていませんでした。ビワの1回だけでした。あと、パイナップルとバナナを含めても、それでも生食は5回という状況にあったんです。そのほかは、加工品、ゼリーでした。それは、学校の給食のニーズなのかということ、私はそうではないと思いますし、仕方がなくという部分も多々あると思います。また、子どもの生活習慣、食習慣を

考えてみますと、このゼリーの加工品が給食に出続けることは決してよいということではないと思うんです。その問題と解決策はどこにあるのかということを中心に現場から解決していただきたいと思います。果物をたくさん食べる人をふやす社会ではなくて、果物を食べない人をつくり出さない社会という観点で、少し物事を見ていただけたらよろしいのではないかと思います。

以上です。

○福元部会長代理 ちょっと一言だけいいですか。

200グラム運動に昨年までちょっとかかわっていたので、そのときのスタンスとしては国産というよりは果物の消費をしっかり拡大していこうというのが一つありまして、それによって国産果実の消費もふやしたいと、そういう意図でありますから、国産だけを奨励するというような形の運動ではなかったというふうに私は理解しています。

もう一つ、原産地表示、これはコストの問題は後で議論していただきたいと思いますと思うんですけれども、事例としましては、昔、シークワサーがかなり消費が伸びました。沖縄で。あのとき、台湾からカラマンシーという別のものがシークワサーという形で入ってきたことがありました。それについて、当時の果樹研究所が診断法を開発して、判定法を行ったことによって、これは原産地表示とは違いますけれども、食いとめたということもありました。その辺、そのコストとの関係でご議論しなければならないと思いますけれども、そういう善意じゃない場合もあるということもありましたので、一応一言だけ。

○石川委員 よく理解します。ただ、オレンジジュースと称しても、違う品質のものが入ってきますから。成分を変えて入ってくるものも、ギワ果汁と称して入ってくるものもあるので、ひとくくりではできないです。原産地だけでいいものということとは言えないと思う。だから、もうちょっと深い研究が必要かなと。

ただ単に原産地証明を、原産地を表示するというだけではなくて、いくらオレンジとかりんごであっても、その中がどうなっているかというのがまだ見えていないですから、そこまでやっていただけるのであればいいわけだけれども、なかなかそこまでの検査はしないとされるので、もうちょっと検討していただいたほうがいいというような気がしました。

○福元部会長代理 研究組織としても、当然そのところは、単に調べるだけじゃないということはあるので、先ほどのカラマンシーにしても、これはシークワサーの成分がないのにあるというような形になっていたのでは……

○石川委員 全く同じものが入り込んで……

○福元部会長代理 だから、そういうことなんですけれども。

○江草委員 ちょっと一言いいですか。

「毎日くだもの200グラム運動」、実際、私は公民館レベルとかで推進しているのですが、先週も実際、主婦の方を対象に少しお話をさせていただきました。そのときは確かに国産や輸入の果物の分け隔てなくご説明申し上げています。イラストを見ていただくんですが、その200グラムのイラストが出てきたときの皆さんの正直な反応は、わあ、これだけ糖分をとったら太るなというのがそのときの最初の反応でしたので、まだまだそのあたりの伝え方にも工夫の余地があるかなと感じました。

○福元部会長代理 何かご意見ありましたら。富士委員から。

○富士委員 2つありますが、1つは資料3-1の2ページにあります(2)の「産地のビジョンの確立と実践」というところですが、これは前回の基本方針にもありました果樹産地の構造改革ということなんですけれども、ここで書かれているのは、何かビジョンづくりとか販売戦略、販売を一生懸命頑張りましょうとか、そういうところだけになっているわけです。

実際は4ページの上のほうの第1段落と第2段落の果樹産地における多様な取り組みと、それから2段目には「このため、」というふうにあります。そういう品種の転換、それから園内側道の整備、園地の集積、傾斜地の問題、それから高齢化の問題、そういう果樹産地が抱えている構造的な問題に対してどうしていくかという構造改革計画を掲げて、それに対する支援策もやっていきますよということなので、こういう構造的な課題、問題についても引き続き政策支援とかやっていることは一緒にまとめたほうがいいし、何かそういう構造上の問題、課題について、きちっとこうして柱を立てて整備したほうがいいというのが1点です。

それから2点目が、その果樹農家の経営安定対策に係る取り組みでありますけれども、結局、5ページの(3)の「農業所得の確保を目指した制度の検討」で、果樹共済の推進言っていたわけですが、加入率が低いということにかんがみ、関連制度全体の見直しの中で、より農家の経営安定に資する制度の方向を検討するという非常に漠然とした方向感になっています。戸別所得補償制度は、収入がコストを下回っている場合に対象になるということですが、家族労働費をどう見るかというのはあります。家族労働費を含めると、例えばうんしゅうみかんやりんごでは、平均生産費はコスト割れしているという認識を我々

は持っています。戸別所得補償制度は多元的機能とか、商品経済だけでははかり知れない農地が出している機能、そういうものを国民全体が享受しているので、そのような観点から支援するという考え方、理念もあります。

そうすると、何で樹園地にないんだという率直な疑問が果樹農家にはあります。そういう意味で、多面的機能も樹園地が果たしているということであれば、先ほど平田委員からもありましたように直接支払い、そういう整備、それと経営を支える経営安定対策とを整理して考える必要があると思います。

その上で果樹の経営所得安定対策、うんしゅうみかん、りんご等につきましては、やはり何らかの経営安定のための加工仕向け、加工需要が増大する部分での加工仕向け、そういうものとセットで加工用に供給していくための経営支援対策というものを考える必要があります。

その上で、果樹全体の収入保険、収入が下落した場合に補てんする対策といいますが、ここは農業共済となると災害を発動要件にしますので、自然災害等、農業災害がないと発動しない。そういう保険ではなくて、災害ではなくても価格変動、そういう経営の変動によって品質の問題等で収入が激減したという場合に、その生産者と国による積み立てによる保険、そういう意味での収入保険を検討する、考えることが必要と思います。

そういう意味で、少なくともこの3ページの2の「果樹農家の経営安定に係る取組」、ここだけ前文みたいなものが4行入っているんです。この4行は、何か新しい対策を検討すると、支援策を検討すると言っているのですが、こういうのは5ページの(3)の頭のところへくっつけたほうが整合性がとれるのかなと思います。

以上です。

○福元部会長代理 関連することで。

○松本(香)委員 関連することなんですけれども、セーフティーネットになる果樹共済の推進、共済制度を抜本的に改革してほしいことを前も申し上げましたけれども、先ほど富士委員の言われたことが本当にそうだと思います。

私たちは災害時のみ共済をもらっている。災害がないと共済はもらえないという話を前にもしたことがありますけれども、収入が特別に減った場合の共済制度を確立してほしいということです。

再生産価格というものがあると思うんです。その再生産価格が維持されないと、私たちは経営を続けていられない状況にありますので、例えば戸別所得補償の場合も果樹共済推

進の場合も、その再生産価格というものを基本にして物事を考えていただきたいなと思っております。

以前ありました経営安定対策の場合も、その再生産価格の基準というものはどんどん引き下げられて、魅力がなくなって、生産者が不満に思いながら制度自体がなくなるというようなこともありましたし、今の果樹共済に関しましても、災害がなければもらえないんだからもう入らないと、そういった状況で加入率が25%を割っているというような状況で、熊本の場合も20%程度しか入っておりません。ですから、生産者が自分たちの経営を守るために、果樹共済にお互い加入してお互いを助け合おうというような制度になるように、国の補助率のアップということも考えていただきたいです。

○福元部会長代理 共済等に関してかなりありましたけれども、事務局から何かコメントございますか。とりあえずよろしいですか。

○井内参事官 はい。

○川田委員 若干重複しますが、先ほどあったと思うんですけども、これは振興方針なんですよね。ということは、5年とか10年という基本的な果樹政策の振興の柱はどうしていくんだというのがやっぱり組み立て方だろうなというふうに思っています。

その意味では、もう少しぼやっとしているのは、先ほどの所得補償というところの概念なり、その辺が何となく共済と何かうやむやになったような形で検討するとかいうような表現で、はっきり決まっていないからそう言っているのか、その辺は新たな所得補償という概念を果樹の世界でもつくっていこうという姿勢を出すべきだろうなと思います。その意味では果樹共済との関連をどうするのかという問題は大いに論議していただいて、その中で、新たな果樹の振興のための所得補償というものを来年からやるのか再来年からやるのか、どういう方法でやるのかというものをやはり基本方針の中に一つには盛り込んでいくべきだろうというのが1点あります。

もう一点は、対象者がもう少しはっきりしていないところが若干ファジーなところが出てきているのかなという感じがしています。先ほどあったように、ちょうど5年前に産地構造改革計画というのを立てました。これは、当然果樹というのは、なかなか全国一律に産地の振興なり後継者の育成というのはできないと。いろいろな条件の中でいろいろな品目をつくって果樹生産というのは国内で生産されていていっていると。やはりその特色を生かしたいいわゆる新たな後継者であり、また産地計画、また販売計画、こういったものを支援していこうと。

その中で、もう一点ここでもう少し強く打ち出して行ってほしいなと思うのは、いいかげんじいちゃん、ばあちゃんに任せるのではなくて、次の世代にどう新しい日本の果樹を託していくかというような大きな根底的な基本計画と、そのための育成なり支援なり対策をどう打つべきかというあたりをもう少しはっきりさせたほうがいいのかというような気がします。

全体的にはその辺があって、もう一点、先ほどから若干問題になっているんですけども、消費の拡大の問題は、これは消費者との関係というのがあって非常に難しいと思います。

ただ、多様な商品に対する対応ですので、やはり一つには一概に言えないというようなことがある。ただ、以前アメリカでやられたような健康のためにお互いが果物なり野菜なりを生活の中に取り入れていくんだというような切り口がやっぱり一番いいのかなど。これがある意味では共通のお互いの利益にかかわる消費者なり生産者にとって、両方の利益にかかわる問題なのかなというようなことで、その辺の切り口のほうが今後汎用性があるというか、広がりを見せていくというふうな感じがあります。

それで、若干具体的になって申しわけないんですけども、もっといきますと、特に試験場とか研究機関というのが、果樹農家を含めた未収益の問題というのが同時に、やっぱり研究開発、非常に実は時間と金を要することなんですよね。

5年前にも申し上げたんですが、どうもその辺が単年度の成果主義というような傾向が当時あって、目の前にあるとにかく成果を出さなければ試験研究としては認めないよというような風潮があった中で、そこに警告する意味でも、その後の中に織り込んでいったという経緯がございます。

新しいものをつくっていくにはそれなりの開発なり投資をやっていかないと、次の世代の新しい技術なり品質というのは出てこないというので、やはりこれは一つにはきちんと押さえておいていただきたいというのが1点あります。

それと同時に、産地構造改革計画を推進するに当たって、実はある意味では基金の果たした役割というのは、大きかったなと見ています。これはなぜかというと、それまで果樹政策の中で一番問題であったのは、非常に多様性のある産地に対して一律的な国の支援対策というのはあまりマッチしてこなかった。だから、その産地の中で計画してこういったものを伸ばそうというものに対して、基金の制度を使ったやり方でやってきたということがございます。ただ、事業仕分けの中でどう変化していくのかなというものがあって、そ

のあたりの、短期間だけでなく、やはり数年のスパンなりで振興を進めていくというスタンスは何とか制度的にもやっていただきたいなと思います。

以上です。

○福元部会長代理 ありがとうございます。そのほか。

はい、どうぞ。

○福士委員 まず、この基本方針の案ですが、私としては、各農業者とか団体からいただいているパブリックコメントの部分についても新しくつけ加えてくれたことや、総合的に見てみますとよくできていると理解しております。今までさまざまな支援対策、支援事業を行ってきて、おかげさまでだったわけですがけれども、まずはそれを今後も継続してほしいということ。また、新たに取り組んでいかなければならないのは、先ほどから何回も出ている共済の問題、それから戸別所得補償とはなかなか今の段階では言えないんですけれども、そういう補償制度の提案、対策的なものが必要だと考えています。

まず、りんご農家、みかんも恐らくそうなんでしょうけれども、自分の家族労働に対しては賃金を払う形ではないわけですね。一緒に生活しながらのお金の支払いの仕方、これを計算すれば当然コストが上がるわけでありまして、そこには再生産という、次の年に継続して経営していく部分について後継者ができないというのはそういうところが大きいと思うんですよ。

ですから、先ほど言われましたように年寄りから年寄りにわたっていくのではなくて、若いほうに交代していく、いきやすい、そういう制度をつくっていかねばならないと思います。

ことし、青森のりんごについては、開花は平年より4日おくれ、昨年と比べると約8日から10日、花がなかなか咲かないで、ようやく18日ごろから満開状態になってきて、その後、天候が非常によかったんで、花の散り際も非常によくて、実止まりがいいという判断でおりますけれども、ただ小玉化は免れないという考え方を持っています。

そして、適正着果、見直し摘果、仕上げ摘果3回は実施しなければなりません。去年は4回ほどやったんですけれども、それでも下級品が出たという。そしてまた、ことしは品質はいいとしても小玉の状態になるのではないかと。そういう状況で今推移しております。

ただ、我々の青森県でも、また他のりんご産地も全部そうですけれども、とにかく改植事業を続けてくださいと皆さんから非常に大きい声で言われております。というのは、さまざまな形で各県で奨励している品種があります。改植を22年度ではやれないという、そ

ういう地域もあります。苗木の支度もあります。ですから、ぜひ継続していけるようにしていかないと、空白ができてしまえば、生産者の生産意欲が無くなるのではないかと感じております。

○福元部会長代理 ありがとうございます。

富永委員、何かございませんでしょうか。

○富永委員 私、本当に素人なのですが、この果樹農家の経営安定にかかわる取り組みのところで、農業者の支援と後継者の確保については、主にどこが取り組むのですか。

○井内参事官 私ども、果樹の基本的な対策の資金としては中央果実基金というところでいろいろな事業を予算確保してやっていくわけでございます。県ごとの果樹の基金協会だったり、それと都道府県の実際の担当の部署と、それからここにお集まりのりんご協会さんとか、それぞれの品目の協会さんとか、そういう関係者が一緒になって事業をしていることもございます。

○富永委員 ジュースに回さなければいけなくなったときに出るお金も大きいのではないですか。政策を推進していくほうに本当は大きく出すべきじゃないかなと思うんです。

○井内参事官 今まで基金であったものが、今回単年度事業になる。ただ、平成22年度予算で申し上げますと88億円の果樹の対策資金がございしますが、その中のほとんど、約63億円が改植支援等、果樹経営支援対策でございします。今おっしゃいました緊急のときに生果を果汁向けにするような事業は、1けた億円と少ない金額になっています。

○富永委員 すみません、よくわかっていなくて。

ではその対策を考えるのは主に県ごとなのでしょうか。

○井内参事官 品目にもよりますが、これまで非常に多くの生産量、また歴史的にもたくさんつくってこられたうんしゅうみかんやりんごについては、計画生産をしていただく、各産地ごと、各県ごと、生産県で計画生産量を決めていただいて、計画をつくって、それに沿って実行していく。

そのときでも天候の影響があつたり、出荷が重なってしまつたり、極早生から早生への切りかえがうまくいかなかった場合には、価格が下がったり、出荷が集中したりしますので、そういったときには関係するところと一緒に、全果協さんなども中心となって、緊急需給特別対策事業に取り組んでいます。みかん、りんご以外の品目についてもできるだけその団体の関係の県、関係の部会、JA等と連携をとりながらやっていただいている状況です。

○富永委員 そうすると、今、主に改植、それから園地の傾斜地整備に使われているとおっしゃっていますが、それが本当にみかんやりんごをつくっている方の希望なのですか。それが、このパブリックコメントにも書いてありましたが、それが一番なんですか。それとも経営安定のほうが一番なんですか。

○松本（香）委員 それは両輪だと思います。やはり経営をする上で補助事業というものも必要ですし、生産をした上で補償制度といいますか、経営安定対策というものも必要だと思います。

○富永委員 わかりました。

○福士委員 こういった果樹経営支援対策事業は、非常に青森県で使っているという例がありますけれども、それでも青森県では、年間約200ヘクタールほどの栽培面積が減っているんです。ところが、生産量は落ちないという、そういう意味合いというのは、やはりこういう改植事業を使わせていただいて、それがどんどん育ってくる。そうすれば、6年ぐらいになると、改植前の生産量ぐらいまで伸びてくる、その積み重ねなんですよ。ですから、こういう事業というのは非常にありがたい事業だし、非常に産地の力になっているというところです。

○福元部会長代理 よろしいですか。

○富永委員 わかりました。

○浦野委員 2点だけ。

1点は食育のことなんですけれども、今度の食料・農業・農村基本計画の中で、先ほども政務官がおっしゃっていたように、国民で支えていく農業を基本に据えているわけです。

そういう中でもう少し食育について本格的なと申しますか、これは文科省なんかとの連携等を含めて、あるいは経産省とか企業との連携も含めて推進していくんでしょうけれども、例えば、日本が今後の環境問題等を含めたときに、フードマイレージの問題とか水の問題とか、本当に海外にどこまで頼っていけるのかといったレベルから食育をきちんとやらないと国民共通の議論にはなっていないのではないかと思います。きょうのお話を聞いていても、多分、一般の消費者は理解できない。それはやはりわかっていないからだと思うんです。そういう意味で、この食育に関して日本が今どんな食料状況なのかということを中心に予算をとって責任を持って進めていくことが大切で、どこでだれがどんなことをやっているのかわからないような食育では少し寂しいなというふうに思いました。

それからもう一つは、先ほども富士さんがおっしゃっていたように、農業の多面的機能

を含めて、日本にいかにか農業が必要なのか、役立っているのかということはわかるんですけども、どうしても生産にかかわりのある方々がお集まりになると、一生懸命皆さん方努力されているのは重々わかっているんですけども、やはり生産性ということについて少しわかりにくい議論になっていて、いわばセーフティーネットのほうが先に出てきてしまうところがあると思うんです。

もちろん、我々一般のサラリーマンもきちんとしたセーフティーネットを用意していただいていますから、これは農業者の方々もある意味ではもちろんそうではあります。

ただ、農業者の方々が簡単には仕事を変えられないよということも含めて、通常のセーフティーネットよりは少し種類の違うセーフティーネットが必要だという、そんなところをきちんと国民各位に理解いただけるようなことをやっていかないと、今のままだと、ばらまき批判も含めて、なかなか理解が得られないんじゃないかなと思うんです。

私も、こういう場に参加させていただいて、やっとそのいわゆる二次産業、三次産業と違う考え方をベースに持たないと一括りにはできないよねというところまでは来ているんですけども、それでもきょうの議論を素直に聞いていて、全部がそうだねとは、やはりなかなか思いづらい部分もあるものですから、ぜひそういった共通の議論ができる場を今後とも積極的に設けていただければと思います。

○福元部会長代理 ありがとうございます。鈴木委員に振らせていただきます。

その前に舟山政務官が退席される前に言付けがございましたので、ご紹介しておきます。

『生食から加工にということ強化していくというお話があるんでしょうけれども、主婦感覚からすると加工したものは非常に高い。これでは皆さん方購入するのが難しく、もっと安くないものだろうか。』というご意見がございました。

鈴木委員。

○鈴木委員 皆さんから所得安定のセーフティーネットの問題、いろいろと関心が高いことはわかりました。けれども、その点について、資料3-1の5ページの(3)のところまでどれだけ今の内容をさらに具体的にできるかどうかは、いろいろな調整もございますから、難しいところもあろうかと思えます。ただ、現段階でどんな検討をしておられるのか、その方向性と具体的な検討状況については今の時点でちょっとご説明いただければありがたいし、先ほどの情報提供の話もありましたが、今後も、皆さんにできるだけ開示して、みんなで議論して納得できる方向性を考えていくと。密室でどんどんやって、でき上がった段階で出すというのではなくて、皆さんがいろいろな意味で生産者の皆さんも、それか

ら国民の皆さんも不安にならないような形で議論できるようにしていただけるとありがたいと思います。

生産段階も、確かに検討するだけではどうなるのか、もうお金もないからやらないのではないかなと非常に失望感も出てきていますし、その点も含めて、やはりしっかりと情報を出していくということが重要とっております。

あと、舟山政務官が言われた話は、ちょっと加工が高いという・・・。

○福元部会長代理 加工にすると、こんな小さなものが300円ぐらいしてしまうので、もっと安くないのかというお話でした。

○鈴木委員 加工に回すのを補てんして輸入と同じような形でメーカーの方が買えるようにして、そのかわり、生産者にもそれなりの所得になるように差額を充実することで新しい需要をふやしていると、それで生食向けが安定できるようにするというのが、民主党政権の方向性ではないかと思うんですね。

○福元部会長代理 私は、そこの補てんなり、一定の負担を考えないと農家はなかなか難しい部分があるという話は申し上げました。

○平田委員 暖房については、現在化石燃料を使っていますので、何とかこれは化石燃料以外のものにしたいと思っています。そういう面で、我々のところで言えば一番はバイオマスなんですけれども、バイオマスが導入できるような政策をやっていただきたいと思っています。

ほかにも、もちろん田舎ですから太陽光だとか水力だとか風力だとかいろいろあるんですけれども、我々のところからすれば、やっぱり木質バイオマスが一番手近というように思っています。これは周辺でも木質ペレットだとかつくられているんですけれども、実際には需要がなかなかないということもあるので、そういった地域の新しい産業を創造することもあわせて、政策をやっていただければ、地球温暖化に貢献できるのではないかなというように思っています。

それと、食育の問題があります。若い人は、果物はカロリーが高いというイメージがあるようです。仮にスイーツを100グラム1つ食べた場合、リンゴ何個分に相当するのか、ご飯1杯がリンゴ何個分に相当するのか、そういったところを食育の面から消費者に伝える必要があると思います。

日本の場合は、果物が副食の部類に入っていて、主食というイメージがありません。外国の場合は、若い方は朝、果物しか食べないというのが結構たくさんいらっしゃるんで、そう

いった位置にすることも必要ではないかなというように思っております。

それと、環境問題について、先ほどいろいろと皆さんからご発言ございました。一番の問題は、果物の場合、特に傾斜地ですから、草刈り機とか、もう最大の課題なんです。福士さんのところみたいに平らなところだったら、機械でいくらでも刈れるんですが、傾斜地の場合は草が刈りにくいんです。どうしても手で刈らなきゃいけない。そうすると、かんきつ産地あたりでは除草剤を使う人が結構いるわけです。したがって、生物多様性やGAPの問題もあります。環境支払い的な面をかなり充実させないと、今後傾斜地農業は定着しないのではないかなと思っています。

以上です。

○福元部会長代理 ありがとうございます。

○本川生産局長 鈴木先生から検討状況がどうかということでありましたけれども、正直申し上げて、今、米のモデル事業を全国的にやっている段階でありまして、その実施状況も踏まえながら、来年度以降の本格実施を目指した米土地利用型農業の検討を進めていくというのが、第一の課題として進んでいます。

畜産や漁業が、検討の中心に置かれていますが、果樹につきましては、今いろいろご論議いただいたような事柄をこの方針の中にまとめさせていただいて一体化を図っていきたいと思っております。恒常的に言われている言われていないという問題でどう扱うかというのもございますけれども、一つ確実なのが、果樹農業が果たしている食生活上の役割、あるいは多面的機能への貢献、そういうものを含めてこれまでも一定の行政的な支援、財政的な支援をさせていただいてきましたし、やはりその重要性というのを念頭を置いて、引き続き検討し、具体化を図っていきたいと思っておりますことは第一に申し上げておきたいと思えます。

それから、どのような内容かということですが、例えばお米の場合には日本人が食べるお米の量というのがあって、それを計画的に生産する農家の方々がおられて、それでも赤字になっている。そこを戸別所得補償で支えていこうというのがお米の問題だろうと思うんです。例えば果樹の場合に、どれだけつくっても必ず毎年赤字であるという状況は、恐らく果樹に取り組んでおられている方々は潔しとされないだろうと思うんです。

その場合には、どういうことが起こってくるかというと、古い木を植え替えて新しい品種に変えていこうではないか。あるいは新しい全く日本にないような品種に取り組んでみ

ようではないか。そういうご努力をされて、需給なり価格の調整が行われていくというのが果樹農業あるいは果樹の流通の実態ではないかなと思うんです。

そのためには、先ほど松本委員がおっしゃいましたけれども、車の両輪と言われます、こういう工夫をしてみようとか、こういう品種を導入してみようとか、新しい木にしてみようとか、そういうようなご努力を支えるというのが今の果樹経営支援対策、これがやはりこれから基本にあるんだろうと思うんです。

その上で、一時的に所得が変動する、あるいは所得が数年にわたって、災害などもあって、採算ラインを下回ってしまう、そのようなケースをどのように手当てしていくべきなのか。過去に経営安定対策ということで、ならしのような対策を入れましたけれども、これは少し産地の不公平感を生んだということで、やめてしまっております。では、どういう方向性がよいのかを、今、議論しているということでもあります。そういう中で、いろいろとご意見を伺いながら、できるだけ急いでと申し上げるしかないのでありますけれども、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

あと、いくつかの論点については井内参事官から答えていただきます。

○井内参事官 今までご議論いただきまして、需要拡大についてはいろいろな方からご意見をいただきました。先ほど福元部会長代理からもお話しいただきましたけれども、国産、それから海外ものも含めての200グラム運動であるということでもございました。ただ、やり方や考え方は、複数の委員からそれぞれのご意見がございました。

私ども、基本方針に書く内容をまとめていくということ、プラス実際に事業を行っていく際、実際に運用していく際にも、いただいたご意見を踏まえて進めていきたいと考えております。

局長から申し上げたこと以外で申し上げますと、今の経営支援対策についての充実、強化が重要ではないかというご意見、それから経営安定に向けた支援策についてのご意見、あと構造的な課題等についての記述、柱の立て方など整理に関するご意見もいただきましたので、今後検討させていただきたいと考えてございます。

あと、一番最初の平田委員のご意見、かなり多岐にわたってありましたので、それらも含めて検討させていただきたいということでございます。

私のほうからは以上であります。

○福元部会長代理 ありがとうございます。

予定の時間に近くなりましたけれども、まだ何かご意見等ございましたら延長できるそ

うですので、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

つたない進行になりましたけれども、きょうは舟山政務官からもご意見等いただきました。大変有意義な議論ができたと思っております。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールについては事務局のほうにご説明をお願いしたいと思います。

○井内参事官 本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

それで、今後の予定でございます。

本日いただきました委員の皆様のご意見について、私ども検討させていただきまして、農林水産省内、また与党との調整も踏まえまして、取りまとめを進めていきたいと考えております。その経過をたどった後、次回、最終案をお諮りしたいと考えております。時期については6月中目途と考えておりますけれども、日時についてはまた委員の皆様のご都合を確認させていただいて、改めてご案内を申し上げたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございますけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間ありがとうございました。これで終了させていただきます。

午前11時56分 閉会